

## 函館市中小企業認定職業訓練補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号、以下「法」という。）に基づく中小企業における認定職業訓練の実施を促進奨励するため、認定職業訓練団体等に対して補助金を交付し、職業人として有為な技能者の育成確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認定職業訓練団体等（以下「訓練団体等」という。）」とは、当該年度末現在法第24条第1項の認定を受けて現に訓練を実施しているもののうち、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 中小企業事業主。
- (2) 中小企業団体で中小企業事業主の占める割合が100分の70以上のもの。
- (3) 法第31条の規定により設立された職業訓練法人。

### (補助の対象および金額)

第3条 補助金は、訓練団体等の行う職業訓練に必要な経費のうち次の各号に掲げる事業費について交付する。

- (1) 集合して行う学科または実技を担当する職業訓練指導員および講師の謝金または手当に要する経費。
- (2) 集合して行う学科または実技の訓練を行う場合に必要な機械器具等の設備に要する経費ならびに建物の借上げおよび維持に要する経費。

2 補助金は、訓練団体等における当該年度末現在の在籍訓練生数に8,000円を乗じて算出した額とする。

3 補助金の交付は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

### (申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の5月31日までに申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添える「事業計画書および収支予算書」は、別記第3号様式とする。

### (決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、決定通知書（別記第4号様式）を申請者に交付する。

### (変更承認)

第6条 補助金の交付を受けた訓練団体等が次の各号の一に該当するに至ったときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定の基礎となった在籍訓練生を20パーセント以上変更し

ようとするとき。

(2) 補助事業を休止または廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた訓練団体等は、補助事業が終了したときは、すみやかに実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添える「北海道渡島総合振興局長の発行する現に訓練を実施していることを証する書類および在籍訓練生数を証する書類」は、別記第2号様式とする。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告にかかる書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金額の確定通知書（別記第6号様式）により、当該報告をした者に通知するものとする。

(決定の取消)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続することができない場合。

(2) 補助金の交付決定を受けた訓練団体等が補助金の交付の決定の内容またはこれに附した条件に違反した場合。

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は当該取り消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、昭和46年9月1日から施行する。

2 函館市中小企業認定職業訓練補助金交付要綱（昭和40年10月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の函館市中小企業認定職業訓練補助要綱の規定は、平成30年4月1日以後に新たに補助の申請をする者について適用し、同日前に補助の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

中小企業認定職業訓練補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

函館市中小企業認定職業訓練補助要綱に基づく 年度補助金の交付を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

訓練施設の名称および 長の氏名	
訓練職種	
訓練開始年月日	年 月 日
訓練団体等の認定年月日	年 月 日
訓練生所属事業所数 (申請日現在)	事業所
在籍訓練生数 (申請日現在)	人
交付申請補助金額	円

添付書類

- 1 事業計画書および収支予算書

別記第2号様式

証 明 書

年 月 日

北海道渡島総合振興局長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

函館市中小企業認定職業訓練補助要綱に基づく 年度補助金交付  
申請のため、下記のとおり訓練を実施していることを証明願います。

記

- 1 訓練施設の名称
- 2 訓練職種
- 3 訓練開始年月日
- 4 訓練団体等の認定年月日
- 5 在席訓練生数 ( 年3月31日現在)

総 数	1年次生	2年次生	3年次生	摘 要
人	人	人	人	

6. 訓練生所属事業所数 事業所

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北海道渡島総合振興局長

印

別記第3号様式

事業計画書および収支予算書

年 月 日

住 所  
職業訓練実施主体 名 称  
代表者氏名

1. 事業計画

(1) 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 職業訓練生数

職業訓練の種類および 訓練課程（類別）ならびに 訓練科（訓練期間）	職業訓練生数			備 考
	総 数	1 年次生	2 年次生	
合 計				

( ) 内訓練生数は編入者数

## (3) 訓練の教科および訓練時間

教科の科目		訓練時間			備 考
		1 年次生	2 年次生	3 年次生	
系 科	1. 系基礎学科				
	小 計				
	2. 系基礎実技				
	小 計				
	3. 専攻学科				
	小 計				
	4. 専攻実技				
	小 計				
	5. その他学科				
	小 計				
6. その他実技					
小 計					
学科合計					
実技合計					
合 計					

(注) 集合訓練施設において実施する実技については ( ) 書きとすること。

## 2. 収支予算書

### (1) 収 入

(単位 円)

科 目	予算額	内 訳
道運営費補助金		
函館市補助金		
建設教育訓練 助成金		
訓 練 費		
団 体 助 成 金		
雑 収 入		
前年度繰越金		
合 計		

### (2) 支 出

(単位 円)

科 目	予算額	内 訳
1号経費		
指 導 員 手 当		
教務職員手当		
小 計		
2号経費		
教 場 借 上 料		
光 熱 水 費		
小 計		
3号経費		
教科書購入費		
教 材 費		
消 耗 品 費		
小 計		
4号経費		
指導員研修費		
定着促進経費		
小 計		
5号経費		
職 員 給 与		
福 利 厚 生 費		



旅費交通費		
通信連絡費		
負担金		
消耗品費		
光熱水費		
会議費		
資料作成費		
雑費		
小計		
合計		
収支差額		

補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円 (1号経費 + 2号経費)

年 月 日

様

函館市長

函館市中小企業認定職業訓練補助金交付決定通知書

函館市中小企業認定職業訓練補助要綱に基づき、年 月 日申請の補助金の交付については、下記のとおり決定したので、同要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金予定額 円
- 2 補助金交付の時期
- 3 付帯条件
  - (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
  - (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
    - ア 補助事業の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
    - イ 補助事業を中止し、または廃止する場合。
    - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合。
  - (3) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
  - (4) 補助事業の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
  - (5) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
  - (6) 補助事業が完了したときは、速やかに函館市中小企業認定職業訓練実績報告書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部

または一部を取り消し，当該取り消しに係る部分に関し，すでに補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずることがある。

この場合，補助金の額の確定後においても同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき。

イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

ウ 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。

エ 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により，補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

- (8) 補助事業者は，この補助事業に関する帳簿および書類を備え，これを整理しておくとともに，この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第5号様式

中小企業認定職業訓練実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付けで中小企業認定職業訓練補助金の交付決定を受けた補助事業の実績を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助の対象となった事業の実施期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 職業訓練生数

職業訓練の種類および 訓練課程（類別）ならび に訓練科（訓練期間）	職業訓練生数			修了者数
	総 数	1年次生	2年次生	
普通職業訓練普通課程				
合 計				
※ 補助金の算定基礎 となった職業訓練生数				
合 計				

4. 訓練実施結果

訓練の課程および 訓練科(訓練期間)	教科の科目及び訓練時間		備考	
	教科の科目	訓練時間		
		1年次生		2年次生
普通課程	系基礎学科			
	小計 系基礎実技			
	小計 専攻学科			
	小計 専攻実技			
	小計 その他学科			
	小計 その他実技			
	小計			
	学科合計 実技合計 合計			

(注) 集合訓練施設において実施した実技については ( ) 書とすること。

訓練の課程および 訓練科(訓練期間)	教科の科目及び訓練時間		備 考	
	教科の科目	訓 練 時 間		
		1 年次生		2 年次生
普 通 課 程	系基礎学科			
	小 計 系基礎実技			
	小 計 専攻学科			
	小 計 専攻実技			
	小 計 その他学科			
	小 計 その他実技			
	小 計			
	学科合計 実技合計 合 計			

(注) 集合訓練施設において実施した実技については ( ) 書とすること。



## (2) 支 出

(単位 円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(A-B)	内 訳
1号経費				
指導員手当				
教務職員手当				
小計				
2号経費				
教場借上料				
光熱水費				
小計				
3号経費				
教科書購入費				
教材費				
消耗品費				
小計				
4号経費				
指導員研修費				
定着促進経費				
小計				
5号経費				
職員給与				
福利厚生費				
旅費交通費				
通信連絡費				
負担金				
消耗品費				
光熱水費				
会議費				
資料作成費				
雑費				
小計				
合計				
収支差額				

補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円 (1号経費 + 2号経費)



別記第 6 号様式

年 月 日

様

函館市長

印

函館市中小企業認定職業訓練補助金額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった函館市中小企業認定職業訓練補助金については、内容審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、函館市中小企業認定職業訓練補助要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額 金 円